

財政的援助団体等監査の結果 に基づく措置事項

令和4年度

佐賀県監査委員

令和5年2月8日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により佐賀県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年6月14日

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	原田 寿雄

目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
1-1	補助金等交付団体関係	
	【団体に対するもの】	
	医療法人至誠会（長寿社会課）	1
2	その他指摘事項・検討事項に係る措置事項	2
2-1	各団体に対するもの	
	【出資団体】	
	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団（男女参画・女性の活躍推進課）	2
	公益財団法人佐賀県産業振興機構（産業政策課）	2
	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会（園芸農産課）	3
	一般社団法人佐賀県畜産公社（畜産課）	3
	佐賀県土地開発公社（土地利活用課）	4
	佐賀県道路公社（道路課）	5
	公益財団法人佐賀県国際交流協会（国際課）	5
	【補助金等交付団体】	
	武雄千年夜市実行委員会（さが創生推進課）	6
	学校法人佐賀学園（法務私学課 私立中高・専修学校支援室）	6
	神集島区自治会（さが創生推進課）	7
	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（社会福祉課）	8
	社会福祉法人清水福祉会（長寿社会課）	8
	社会福祉法人佐賀県整肢学園（障害福祉課）	9
	株式会社森田（障害福祉課）	9
	学校法人ロザリオ幼稚園（こども未来課）	10
	学校法人宝禅学園（こども未来課）	10
	社会福祉法人梅生会（長寿社会課）	11
	合同会社 SAGA いくすと（SAGA スポーツピラミッド推進グループ）	11
	【公の施設の指定管理者】	
	株式会社 SAGA サンシャインフォレスト（SAGA サンライズパーク 整備推進課）	12
	〔SAGA サンライズパーク〕	
	一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会（こども家庭課）	12
	〔佐賀県ひとり親家庭サポートセンター〕	

作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体（長寿社会課… [佐賀県在宅生活サポートセンター]	13
特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク（健康福祉政策課）……… [佐賀県難病相談支援センター]	13

2-2 各所管課・関係課に対するもの

【出資団体関係】

国際課（公益財団法人佐賀県国際交流協会）………	14
産業政策課（公益財団法人佐賀県産業振興機構）………	14
畜産課（一般社団法人佐賀県畜産公社）………	15

【補助金等交付団体関係】

法務私学課 私立中高・専修学校支援室 （学校法人佐賀学園、学校法人伊万里学園）………	16
SAGA スポーツピラミッド推進グループ（合同会社 SAGA いくすと）………	17
SAGA2024 総務連携チーム、SAGA2024 企画広報チーム、SAGA2024 競技運営チーム、 SAGA2024 施設調整チーム（SAGA2024 実行委員会）………	18
長寿社会課（医療法人至誠会、社会福祉法人梅生会）………	19
障害福祉課（社会福祉法人佐賀整肢学園、株式会社森田）………	20
こども未来課（学校法人ロザリオ幼稚園）………	21
こども家庭課（社会福祉法人洗心和合会）………	21
産業政策課（佐賀商工会議所、公益社団法人佐賀県トラック協会）………	22
産業政策課 DX・スタートアップ推進室 （SISC 運営共同企業体、ポイ）………	23
企業立地課（シフトプラス株式会社）………	26
農地整備課 （佐賀県土地改良事業団体連合会、上場土地改良区、白石土地改良区）………	27
林業課（富士大和森林組合）………	28

【公の施設の指定管理者関係】

健康福祉政策課（特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク）……… [佐賀県難病相談支援センター]	29
こども家庭課（一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会）……… [佐賀県ひとり親家庭サポートセンター]	30
建築住宅課 （株式会社マベック）[県営住宅（東部地区）]………	30
（川原建設株式会社）[県営住宅（西部地区）]	

【関係課関係】

会計課

(SISC 運営共同企業体 [所管課：産業政策課 DX・スタートアップ推進室]) 32

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1-1 補助金等交付団体関係

【団体に対するもの】

監 査 対 象 団 体	医療法人至誠会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年9月12日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助金算定に必要な基準額を算定する際に加算の対象となる「24時間保育」の実施日数を誤って報告し、過大に補助金を受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 140,000円</p> <p>補助金額 (正) 4,278,000円 (誤) 4,418,000円 (差額) 140,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和5年2月7日付けで、実績報告書(訂正)を提出し、過大受領した補助金について返還手続を行った。</p> <p>今後の再発防止策として、保育日誌の記載を「夜間終日」と「23時まで(C夜勤)」の区分けを設けるなどして24時間保育に該当するかを明確に区分することができるようにすること、及び複数人での実績報告書の内容確認を行う(総務担当者と保育担当者とで、毎月保育日誌の相互チェックを行う)ことで適正に処理するよう改善した。</p>

2 その他指摘事項・検討事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの

【出資団体】

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
所 管 課	男女参画・女性の活躍推進課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年8月3日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>当該団体の会計規程では、競争性が認められる100万円以上の契約については入札により契約業者を決定することとなっている。しかし、警備業務、清掃業務、建築設備保全業務及び舞台等管理運営業務は、いずれもその契約金額が100万円以上となるにも関わらず、見積り合わせによる随意契約が行われていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後は団体の会計規程に則り、適正な執行に努める。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県産業振興機構
所 管 課	産業政策課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年10月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県産業イノベーションセンター）関係】</p> <p>(1) 事業計画の変更について、県の承認を得ていないものがあった。</p> <p>事業計画書において再委託により実施することとされている業務のうち下記の2業務について、実際は再委託を行わなかったが、そのことについて県の承認を得ていなかった。</p> <p>害虫駆除処理業務 ：再委託によらず、指定管理者の職員が実施していた。</p> <p>LANシステム機器保守業務 ：設備更新により不要となり、実施していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 定期的に県の担当者との情報共有を行い、執行状況の確認を徹底していく。その上で事業計画の変更を行う際には、県と協議し、県の承認を得るようにしていく。</p>

監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会
所 管 課	園芸農産課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年9月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>【野菜価格安定対策事業費補助金（指定野菜事業、特定野菜事業、県単独野菜事業）関係】</p> <p>(1) 補助事業者の業務方法書の内容に検討を要するものがあった。</p> <p>団体では、野菜の価格が著しく下落した場合、出荷団体等に対して価格差補給金を交付するために、補助金等を財源として一定期間ごとに交付準備金を造成している。</p> <p>当該交付準備金の造成に際し、実際の運用では、最初に前期間の交付準備金の残額を充当し、不足額があれば補助金等を充当している。しかし、団体が定めている業務方法書では、補助金等を交付準備金に充当した後に、前期間の交付準備金の残額を充当すべきかのように解釈できる記載がなされていた。</p> <p>実際の運用に問題はないものの、補助事業の根幹である交付準備金の造成に係る記述が適切ではないため、業務方法書の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 業務方法書の交付準備金の造成に係る記述について、実際の運用に即した記述に改めた。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県畜産公社
所 管 課	畜産課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年11月17日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 県有財産の管理で適切でないものがあつた。</p> <p>県から団体に貸与されている佐賀県食肉センターの物件のうち第一原水ポンプが老朽化したため、団体が経費を負担し改修を行っているが、当該改修について、県有財産賃貸借契約書第8条に定める賃貸借物件の原状変更の県承認を得て</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 県有財産の改修に当たっては、県有財産賃貸借契約書第8条に基づき、物件の現状変更申込手続を確実に実施するよう、関係職員に対し周知を行った。</p>

<p>おらず、当該改修に係る契約も締結していなかった。</p> <p>(2) 県からの貸与物件（第一原水ポンプ）の改修に伴う入札手続で、適切でないものがあった。</p> <p>① 団体の経理規程において定められている、競争保証金及び契約保証金の徴収が行われていなかった。</p> <p>② 予定価格を上回る価格で落札者を決定していた。 予定価格 380 万円 落札価格 390 万円</p>	<p>○ 入札実施に当たっては、団体経理規程に基づき所要の手続を適切に行うよう、関係職員に対し周知を行った。</p> <p>このうち①については、工事請負に関して、昨今の人手不足や機材の納期遅延等の状況を鑑み、競争保証金、契約保証金を徴収することにより受注を敬遠される恐れがあるため、団体経理規程第 67 条の見直しを検討していく。</p> <p>また②については、再入札の実施や緊急を要する場合において随意契約に切り替える手続等、団体経理規程に基づき適切に実施するよう、関係職員に対し周知を行った。</p>
--	--

監 査 対 象 団 体	佐賀県土地開発公社
所 管 課	土地利活用課
監 査 執 行 年 月 日	令和 4 年 6 月 29 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 支出事務に係る内部統制について、検討を要するものがあった。</p> <p>支出事務については、不正等のリスクを低減させるため、一般に相互牽制に基づく内部統制の設定が求められる。しかし、以下の状況が確認されたため、是正又は改善を検討されたい。</p> <p>① 預金通帳と銀行届出印について、それぞれ別の金庫で施錠保管されているものの、複数の職員が単独でその両方を開錠できる状況であった。</p> <p>② インターネットバンキングを利用した出金処理について、特定の職員が単独で出金処理を実行できる状況であった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 預金通帳と銀行届出印については、保管する金庫の鍵を事務局長が保管し、執務時間中は事務局長が届出印を管理・押印することとし、相互牽制が機能するように改めた。</p> <p>○ インターネットバンキングについては、データ入力者と承認者が入力できるパソコンを限定するとともに、ログインIDとパスワードを個別管理にした。加えて、承認案件毎に必要なパスワードのメール受信者を承認者に限定し、単独での出金処理ができないように改めた。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県道路公社
所 管 課	道路課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年10月6日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 支出事務に係る内部統制について、検討を要するものがあった。</p> <p>支出事務については、不正等のリスクを低減させるため、一般に相互牽制に基づく内部統制の設定が求められる。しかし、以下の状況が確認されたため、是正又は改善を検討されたい。</p> <p>① 預金通帳と銀行届出印について、それぞれ別の金庫で施錠保管されているものの、複数の職員が単独でその両方を開錠できる状況であった。</p> <p>② インターネットバンキングを利用した出金処理について、特定の職員が単独で出金処理を実行できる状況であった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 預金通帳と銀行届出印については、保管する金庫の鍵を事務局長が保管し、執務時間中は事務局長が届出印を管理・押印することとし、相互牽制が機能するように改めた。</p> <p>○ インターネットバンキングについては、データ入力者と承認者が入力できるパソコンを限定するとともに、ログインIDとパスワードを個別管理にした。加えて、承認案件毎に必要なパスワードのメール受信者を承認者に限定し、単独での出金処理ができないように改めた。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県国際交流協会
所 管 課	国際課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年9月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 支出事務に係る内部統制について、検討を要するものがあった。</p> <p>支出事務については、不正等のリスクを低減させるため、一般に相互牽制に基づく内部統制の設定が求められる。</p> <p>団体では、金融機関のインターネットバンキングサービスを利用した支出事務において、支出依頼の権限とその承認の権限が同一のアカウントに付与されており、当該アカウントを使用して支出が行われていた。すなわち、担当者が単独で団体の資金を任意に支出可能な状態となっており、リスクの高い状況であると考えられるため、是正又は改善を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 金融機関に相談の上、令和4年10月18日付けで会計担当者アカウントと承認者のアカウントを新たに発行し、それぞれの権限を明確に区分するとともに、各アカウントについては別々の者が管理するように運用を改め、同一人物が任意に支出可能な状態を是正した。</p>

【補助金等交付団体】

監 査 対 象 団 体	武雄千年夜市実行委員会
所 管 課	さが創生推進課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年7月4日
<p>(監査の結果)</p> <p>【さが自発のチャレンジモデル創出事業交付金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 交付要綱で規定されている、帳簿の整備がなされていなかった。 また、補助対象経費の支出について、振込手数料節減のため、団体の銀行口座から直接支払うのではなく、団体の委員の個人口座を経由して支出されていた。(流用等の事実は認められなかったが、その疑義を招く外観を呈する点、その誘因となり得る点や、個人口座の名義人の状況によって資金移動が困難となる可能性が存在する点などから、不適切である。)</p> <p>② 補助金で取得した有形固定資産について、管理台帳等による管理がなされていなかった。(交付要綱に規定されている財産の処分制限を遵守するためにも、台帳等による継続的な固定資産管理が必要である。)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業の収支を明らかにした帳簿の整備を行った。 また、今後は、団体口座で事業資金の管理を行っていく。</p> <p>○ 補助金で取得した有形固定資産について、管理台帳等の整備を行った。今後、適切に管理を行っていく。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀学園
所 管 課	法務私学課 私立中高・専修学校支援室
監 査 執 行 年 月 日	令和4年10月13日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>① 【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】 補助金額に影響はないものの、補助対象経費から除くべき経費を除かなか</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助事業に係る県への報告等を行う際は内容を厳格に精査し、担当者だけでなく他者を含め二重、三重のチェックを行い再発防止に努める。</p>

<p>ったことにより、補助対象経費の算定を誤っていた。</p> <p>補助対象経費</p> <p style="padding-left: 40px;">(正) 692,494,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(誤) 692,500,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(差額) 6,000 円</p> <p>②【佐賀県私立高等学校運営費補助金 (魅力づくり枠加算) 関係】</p> <p>補助対象部活動の県外遠征に係る費用において、誤って補助対象外の部活動で利用したレンタカーの燃料代が計上されていた。このため、補助金額に影響はないものの、補助対象経費の算定を誤っていた。</p> <p>補助対象部活動の県外遠征に係る補助対象経費</p> <p style="padding-left: 40px;">(正) 305,298 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(誤) 309,746 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(差額) 4,448 円</p>	
--	--

監 査 対 象 団 体	神集島区自治会
所 管 課	さが創生推進課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年7月11日
<p>(監査の結果)</p> <p>【さが未来アシスト事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱において、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿の整備が求められているが、団体の帳簿には当該収支が記録されていなかった。また、補助金の受入れ及び経費の支払が、団体の代表者名義の簿外口座を使用して行われていた。当該簿外通帳においては、補助事業とは関係ない入出金が混在しており、流用等の疑義を招くことから不適切である。</p> <p>なお、監査において流用等の事実は認</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業の収支を明らかにした帳簿の整備を行った。</p>

められなかった。	
----------	--

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
所 管 課	社会福祉課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年10月12日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県明るい職場づくり推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。</p> <p>補助事業により福祉事業所でのサークル活動に要する経費を助成しているが、サークル活動の実績がない団体に対し助成しているものがあつた。</p> <p>その結果、補助金を過大に受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 11,000 円</p> <p>補助対象経費 (正) 8,824,692 円 (誤) 8,839,692 円 (差額) 15,000 円</p> <p>補助金額 (正) 8,824,000 円 (誤) 8,835,000 円 (差額) 11,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘があつた過大補助金受領分については令和5年3月3日に返納した。また、同事業における取組は令和3年度で終了しており、現在同様の助成事業は他に実施していない。今後の再発防止のため、同様の事業を実施する際には活動の実施状況を確認できるようマニュアルやチェックリストを策定し、適正に管理する。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人清水福祉会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年9月14日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象外の経費が補助対象経費に算入されていた。</p> <p>補助金額に影響はないが、補助対象経費ではない職員・来客用の飲料の購入経費を補助対象経費としていた。</p> <p>補助対象経費過大計上額 96,140 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 購入を行っていた分の経費については、補助対象外経費として処理を行う。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀整肢学園
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年9月20日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金（令和2年度）関係】</p> <p>(1) 補助金額に影響はないものの、補助対象経費に補助対象外経費（からつ医療福祉センターの施設整備における外構工事費）が含まれていた。</p> <p>補助対象経費（正）231,429,000円 (誤) 231,660,000円 (差額) 231,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費の過大分（補助金額には影響なし）について内容を修正した実績報告書を再提出した。</p> <p>○ 今後、補助事業に係る要綱等を熟読し、適切な事務処理を徹底する。</p>

監 査 対 象 団 体	株式会社森田
所 管 課	障害福祉課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年7月15日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 消費税の仕入税額控除額の報告がなされていなかった。</p> <p>補助対象経費として報告された金額に含まれる消費税相当額について、消費税及び地方消費税の確定申告において仕入税額控除を受けたにも関わらず、補助金交付要綱に規定された報告がなされていなかった。</p> <p>補助対象経費中の課税仕入れに係る仕入控除税額推定額 1,444円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金額のうち仕入控除税額について返還を行うため、仕入税額控除に関する報告書を提出した。</p> <p>○ 今後も、補助金額のうち仕入控除税額が発生した場合には、同様に報告を行う。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人ロザリオ幼稚園
所 管 課	こども未来課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年8月9日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告に関し適正でないものがあつた。</p> <p>補助対象経費の算定に当たり、スクールバスや給食代等、収入で補填されると考えられる経費は控除することとされているが、スクールバスに係る経費を控除していなかつた。</p> <p>その結果、補助金額に影響はないものの、補助対象経費の額を誤って実績報告していた。</p> <p>補助対象経費 (正) 68,440,000 円 (誤) 69,743,000 円 (差額) 1,303,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費と認められない補助活動費は含まないよう、経費の算定を適切に行うようにする。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人宝禅学園
所 管 課	こども未来課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年7月25日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象となる人件費の算定を誤り、補助対象経費が過大となつていた。</p> <p>補助対象経費 (正) 6,807,042 円 (誤) 7,098,896 円 (差額) 291,854 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 人件費の算定を適切に行うようにする。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人梅生会
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年7月27日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金（令和元年度）関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱において提出が求められている、仕入税額控除額に関する報告がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 本来であれば仕入控除税額の確定後速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告すべきところであるが、今回の監査を受け、すでに期限を過ぎていたが、令和4年8月5日付けで報告した。</p> <p>今後は、このような事務手続の漏れがないよう、適正な事務の執行に努める。</p>

監 査 対 象 団 体	合同会社 SAGA いくすと
所 管 課	SAGA スポーツピラミッド推進グループ
監 査 執 行 年 月 日	令和4年6月7日
<p>(監査の結果)</p> <p>【SSP アスリート寮整備支援事業負担金関係】</p> <p>(1) 負担事業に係る財産の処分に関し、適正でないものがあつた。負担事業により整備した施設を、負担事業の実施要綱に規定されている知事の承認を得ないまま、団体が実施した借入の担保に供していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 担保提供に係る県の承認手続を行った。</p>

【公の施設の指定管理者】

監 査 対 象 団 体	株式会社SAGAサンシャインフォレスト
所 管 課	SAGAサンライズパーク整備推進課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年10月14日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（SAGA サンライズパーク）関係】</p> <p>(1) 決裁に係る規程及び経理に係る規程を制定することなく事務処理が行われていた。</p> <p>団体には、上記の規程がなく、慣例により1万円以下の支出を除く決裁を役員会の稟議で決定している。しかし、今後SAGAアリーナのオープン等により事業規模の拡大が予想される中、これらの規程がない場合、責任の所在や範囲が曖昧になり、不適切な方法による意思決定や事務処理が行われるなど内部統制上の問題が発生するおそれがあることから、関係規程について整備されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 決裁に係る規定及び経理に係る規程として、会計規程及び稟議規程を整備し、県に提出した。</p>

監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会
所 管 課	こども家庭課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年9月16日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県ひとり親家庭サポートセンター）関係】</p> <p>(1) 施設の管理で適正でないものがあつた。</p> <p>県から無償貸与を受けている備品を指定管理業務以外の業務に使用するに際しては、あらかじめ県の承認を受ける必要がある旨、協定書に定められているが、承認を受けずに使用しているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 対象備品の目的外使用について県の承認手続を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	作業療法・介護福祉佐賀県在宅サポートセンター共同事業体
所 管 課	長寿社会課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年6月28日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県在宅生活サポートセンター）関係】</p> <p>(1) 施設の管理で適正でないものがあった。</p> <p>当施設の研修室及び自習室において、指定管理者が主催して有料の講習会が実施されているが、研修室等の使用に当たり使用許可手続が取られていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 研修室等の使用に係る使用許可手続を行った。</p> <p>今後は、適切な事務執行に努める。</p>

監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク
所 管 課	健康福祉政策課
監 査 執 行 年 月 日	令和4年8月5日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県難病相談支援センター）関係】</p> <p>(1) 公の施設の管理で検討を要するものがあった。</p> <p>センターの管理規則では、センターの業務に関係しない行事等のためには施設を貸し出せないこととなっているが、実際の運用では、センターの業務に支障がない範囲で貸し出されていた。</p> <p>については、運用と規則とで齟齬が生じないように、運用若しくは規則の見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 事業報告書のうち、収支決算書における人件費支出の金額について、雇用保険料本人負担分の誤算入があった。</p> <p>人件費 (正) 15,414 千円 (誤) 15,443 千円 (差額) 29 千円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 施設の貸出しについては、管理規則に沿った運用に改め、職員に周知を行った。</p> <p>○ 収支決算書の精査を行い、内容を修正した収支決算書を令和4年11月9日付けて再提出した。</p> <p>今後は、収支決算書について複数人での確認を徹底し再発防止に努める。</p>

2-2 各所管課・関係課に対するもの

【出資団体関係】

所 管 課	国際課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県国際交流協会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県国際交流協会事業推進費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>① 補助対象経費に物品の購入費等が含まれるにも関わらず、補助金交付要綱に財産の処分制限に関する規定がなかった。</p> <p>② 補助事業者が消費税及び地方消費税の課税事業者であるにも関わらず、仕入税額控除に関する規定がなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指摘を受けて、補助金財産処分の制限に関する規定及び仕入税額控除に関する規定を、補助金交付要綱に新たに盛り込み、令和5年度補助金から適用することとした。</p> <p>○ あわせて、課内で今回の指摘内容についての周知を図るとともに、他の補助金交付要綱においても同様の不備がないか点検を行った。</p>

所 管 課	産業政策課
監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県産業振興機構
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県産業イノベーションセンター）関係】</p> <p>(1) 管理運営業務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>事業計画書において再委託により実施することとされている業務のうち下記の2業務について、履行実態が事業計画書と異なっているものがあったが、看過していた。</p> <p>その原因として、収支決算書における収入・支出の区分が、事業計画における収支科目を集約したものとなっており、予算実績比較が困難となっていた点が挙げられる。</p> <p>指定管理業務の執行状況の把握、指定管理委託料の適正化等の観点から、事業報告書における収支決算額の報告様式を改善し、適切に予算実績分析を行うこと等を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 履行実態が事業計画書と異なる事態を未然に防ぐため、定期的に執行状況の聞き取りを行っていく。</p> <p>あわせて、事業報告書における収支決算額の報告様式を予算実績分析ができる様式に変更した。</p>

<p>害虫駆除処理業務</p> <p>: 再委託によらず指定管理者の職員が実施 事業計画書における再委託料予定額 61,380 円</p> <p>LAN システム機器保守業務</p> <p>: 設備更新により不要となり実施せず 事業計画書における再委託料予定額 141,900 円</p> <p>実績額 0 円</p>	
---	--

所 管 課	畜産課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県畜産公社
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 県有財産の管理で適切でないものがあった。</p> <p>県が一般社団法人佐賀県畜産公社（以下「畜産公社」という。）に貸与している佐賀県食肉センターの物件のうち第一原水ポンプが老朽化したので、畜産公社が経費を負担し改修を行っている。</p> <p>① 県は、県有財産の改修を知らず、県有財産賃貸借契約書第8条に定める賃貸借物件の原状変更承認を行わず、当該改修に係る契約を締結していなかった。</p> <p>② 佐賀県公有財産規則第28条に定める貸付財産原形変更承認調書を作成していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 県有財産の改修に当たり、①については県有財産賃貸借契約書第8条に基づき、物件の現状変更に係る承認手続を、また②については佐賀県公有財産規則第28条に基づき、貸付財産原形変更承認調書の作成を確実に実施するよう、所管課及び対象団体の関係職員に対し周知を行った。</p>

【補助金等交付団体関係】

所 管 課	法務私学課 私立中高・専修学校支援室
監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀学園、学校法人伊万里学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立学校1人1台端末等整備補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>所管課は、事業説明会において、補助金額の算定方法について事業区分ごとに補助基本額に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較し、その少ない方の額を合計して算出する旨説明し、全ての補助事業者の申請においてもそのように算定されていた。</p> <p>一方、補助金交付要綱においては、補助金額の算定方法として、事業区分ごとではなく、補助基本額に補助率を乗じて得た額の合計額と補助上限額の合計額を比較し、その少ない方とする旨定めていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 今後、補助金交付要綱を制定する際は、補助金額の算定方法等に不備がないよう確認を徹底していく。</p>

所 管 課	法務私学課 私立中高・専修学校支援室
監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金額に影響はないものの、補助対象経費について誤った金額が記載された実績報告書を受理していた。</p> <p>補助対象経費</p> <p style="padding-left: 40px;">(正) 692,494,000 円</p> <p style="padding-left: 40px;">(誤) 692,500,000 円</p> <p style="padding-left: 80px;">(差額) 6,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の審査については、補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っていく。</p>

所 管 課	法務私学課 私立中高・専修学校支援室
監 査 対 象 団 体	学校法人佐賀学園、学校法人伊万里学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立高等学校運営費補助金（魅力づくり枠加算）関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>補助事業実施に際し、補助金交付要綱の不備から、本来であれば事業内容の変更に該当することから事前に知事の承認を受けるべき事案について、事前の承認を受けないまま実施されていた。</p> <p>(2) 補助対象外経費（補助対象外の部活動で利用したレンタカーの燃料代が補助対象経費として計上され、補助対象経費について誤った金額が記載された実績報告書を受理していた。）</p> <p>補助対象部活動の県外遠征に係る補助対象経費</p> <p>(正) 305,298 円</p> <p>(誤) 309,746 円</p> <p>(差額) 4,448 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付要綱を改正し、事業内容の変更に該当する場合には補助金額に変更がなくとも知事の承認が必要とした。</p> <p>○ 実績報告書の審査については、補助対象経費を精査し、適正な事務処理を行っている。</p>

所 管 課	SAGA スポーツピラミッド推進グループ
監 査 対 象 団 体	合同会社 SAGA いくすと
<p>(監査の結果)</p> <p>【SSP アスリート寮整備支援事業負担金関係】</p> <p>(1) 負担事業に関し、団体への指導で不適切なものがあった。</p> <p>団体が相当の金額を金融機関から借り入れることを覚知しながら、負担事業により整備した施設に対する抵当権設定の有無の確認を怠り、適切な指導を行わなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 担保提供に係る県の承認手続を行った。</p> <p>また、グループ内において本監査結果を共有し、今後、手続漏れがないよう、チェック体制について再度確認を行った。</p>

<p>結果として団体は、当該施設を、負担事業の実施要綱に規定されている知事の承認を得ないまま、借入の担保に供していた。</p> <p>(2) 負担事業の事務処理に関し、不適切なものがあつた。</p> <p>多額の施設整備費を公費負担する本事業の性質に照らせば、事業上の契約のうち少なくとも金額的重要性の高いものについては、一般競争入札等の競争性・公正性が担保された方法によるべきである。しかし、団体の委託管理規定において、各種業務の委託先について団体の構成企業を優先して選定するよう定められており、実際に当事業に係る発注の大部分を団体の構成企業が受注している。</p> <p>団体の自己資本を大きく上回る公的負担金を受けて事業実施している点に鑑み、所管課は交付要綱の交付条件として、契約に関する事項（原則として一般競争入札による旨等）の規定を設けるべきであつた。</p>	<p>○ 次年度の実施要綱について、原則として一般競争入札に付する旨を追記することとした。</p> <p>また、あわせて団体の委託管理規定についても改定するよう指示を行った。なお、団体の委託管理規定については、令和5年6月の会社総会において審議・改定される予定である。</p>
---	--

<p>所 管 課</p>	<p>SAGA2024 総務連携チーム、 SAGA2024 企画広報チーム、 SAGA2024 競技運営チーム、 SAGA2024 施設調整チーム</p>
<p>監 査 対 象 団 体</p>	<p>SAGA2024 実行委員会事務局</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【SAGA2024 開催準備事業費負担金関係】</p> <p>(1) 負担金事務に関し、検討を要するものがあつた。</p> <p>団体の会計に関する事項を定めた「SAGA2024 実行委員会会計処理規程」において、団体の契約方法は原則として見積合わせによる随意契約によることとされていた。</p> <p>団体の財源がほぼ全て県の公金により賄われていることや、事業の公共性に鑑</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ SAGA2024 実行委員会事務局において、「SAGA2024 実行委員会会計処理規程」について、契約方法を原則一般競争入札とする内容の改正が行われた。</p>

み、団体の原則的な契約方法については、より公平性・透明性の高い一般競争入札等の方法とすることを検討された。	
---	--

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	医療法人至誠会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県介護施設内保育施設運営事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金算定に必要な基準額を算定する際に加算の対象となる「24時間保育」の実施日数が過大に集計された実績報告書を受領し、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 140,000 円</p> <p>補助金額 (正) 4,278,000 円 (誤) 4,418,000 円 (差額) 140,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 過大補助額については、令和5年2月7日付けで、実績報告書(訂正)を受領し、早急に額の再確定を行い、返還を受けた。</p> <p>今後、申請書及び実績報告書の提出時に、補助対象事業者に対し、今回の不適切事案を示し、十分に記載内容・添付書類を精査するよう求める。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人梅生会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備事業)補助金(令和元年度)】</p> <p>(1) 補助事業に関し、団体への指導で不適切なものがあった。</p> <p>補助金交付要綱において提出が求められている仕入税額控除額に関する報告が、団体からなされていないにも関わらず、提出の督促を行っていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 消費税仕入税額控除額に関する報告については交付決定通知書に記載しているが、今後は、額の確定通知書にも同様の記載をすることで確実な提出を求める。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀整肢学園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金（令和2年度）関係】</p> <p>(1) 補助金額に影響はないものの、補助対象外経費（からつ医療福祉センターの施設整備における外構工事費）が算入された誤った金額の補助対象経費が記載された実績報告書を受理していた。</p> <p>補助対象経費（正）231,429,000円 （誤）231,660,000円 （差額）231,000円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費の過大分（補助金額には影響なし）について内容を修正した実績報告書を再提出させ、内容について審査し受理した。</p> <p>○ 今後は、組織としてのチェック体制を強化し、適正な事務執行に努める。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	株式会社森田
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に関し、団体への指導で不適切なものがあった。</p> <p>人工呼吸器等整備事業において、補助対象経費として報告された金額に含まれる消費税相当額について、消費税及び地方消費税の確定申告において仕入税額控除を受けたにも関わらず、補助金交付要綱に規定された報告がなされていなかった。</p> <p>所管課は、団体が消費税の課税事業者でありかつ補助対象経費に課税仕入が含まれているにも関わらず、当該報告の要否の確認を行っていなかった。</p> <p>補助対象経費中の課税仕入に係る仕入控除税額推定額 1,444円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費に係る仕入控除税額について報告書を求め、受理した。</p> <p>○ 本件について、これから仕入控除税額を返還させる手続を行う。</p> <p>○ 今後、補助金交付事務の実施に当たっては、補助対象事業者に対して、仕入税額控除に関する報告書を求めることを徹底する。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人ロザリオ幼稚園
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費の一部を誤って記載された実績報告書を受理していた。</p> <p>補助対象経費 (正) 68,440,000 円 (誤) 69,743,000 円 (差額) 1,303,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助事業に係る対象経費の算定に当たっては、補助対象外経費を除いて適切に算定する。</p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人洗心和合会
<p>(監査の結果)</p> <p>【児童家庭支援センター運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>備品購入費を補助対象経費としているが、補助金交付要綱に財産処分の制限項目を規定していなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱を令和5年3月1日に改正し、団体に通知した。</p>

所 管 課	産業政策課
監 査 対 象 団 体	佐賀商工会議所
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の様式で不適切なものがあつた。</p> <p>補助金交付要綱では、補助対象経費に補助率を乗じて補助金を算定することとなっているが、補助事業に要する経費の金額を記載する欄はある一方、補助金算定上必要となる補助対象経費の金額を記載する欄がなかつた。</p> <p>(2) 経営指導員就任の県への届出について検討を要するものがあつた。</p> <p>長期間、総務課に配属されていた者が経営指導員（補助対象職員）に就任したことが県に届けられているが、届出書及び添付書類の履歴書を見ても補助対象職員の要件である「商工鉦業の指導又は経営実務に最近5年間のうち2年間従事した経験を有する」ことが確認できなかつた。</p> <p>補助対象経費の算定に関わることなので、届出書様式に、指導又は実務の経験内容を具体的に記載させるなど、補助対象職員の要件を満たすことが確認できるようにされたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の様式に補助対象費経費の金額を記載する欄を設けた。</p> <p>○ 届出書様式に新たに任命した者が補助対象要件を充足する具体的な経歴を記載するよう改めた。</p>

所 管 課	産業政策課
監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県トラック協会
<p>(監査の結果)</p> <p>【運輸事業振興助成交付金関係】</p> <p>(1) 間接交付金事業の実施において、検討を要するものがあつた。</p> <p>交付金事業者が間接交付金を交付する際に、県の交付金交付要綱に掲げる交付条件を付すこと、及び同要綱に準じた申請と実績報告を行うこととされている。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実態との整合を勘案し、交付金交付要綱の一部改正を行った。</p>

<p>しかし、間接交付金事業においては、多数のトラック運送事業者に対し少額の間接交付金を交付しており、迅速な事務処理を行うため、間接交付金の申請及び交付決定を省略し、交付条件を付すことなく、実績報告書兼交付金請求書により交付している。</p> <p>実態と整合がとれた県交付金交付要綱となるよう、要綱の見直しを検討されたい。</p>	
--	--

所 管 課	産業政策課 DX・スタートアップ推進室
監 査 対 象 団 体	S I S C 運 営 共 同 企 業 体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県 DX 推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>補助金交付要綱における補助対象経費及び補助率に関する記載に、一部不適切な記載があった。</p> <p>[交付要綱における記載 (要約)]</p> <p>補助対象経費 : 補助事業者が支援対象者の DX 関連経費を支援するために要する経費。</p> <p>補助率 : 補助対象経費の 2 分の 1 以内、かつ、補助事業者が支援対象者に対して支出した額の 10/10 以内。</p> <p>[制度趣旨に沿った記載 (実際の取扱もこちらであった)]</p> <p>補助対象経費 : 補助事業者が支援対象者の DX 関連経費を支援するために要する経費。</p> <p>補助率 : 支援対象者が DX に取り組むに当たり要する経費の 2 分の 1 以内、かつ、補助事業者が支援対象者に対して支出した額の</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 当該事業は令和 3 年度で終了しているため、今後、類似事業を実施する際は、補助対象経費及び補助率を適切に記載する。</p>

<p>10/10 以内。</p> <p>当該補助制度の趣旨に照らせば、要綱上の補助率の記載は不適切（支援対象者の経費の2分の1が補助上限であるところ、要綱の記載では、補助事業者の経費の2分の1が補助上限であるように読める）であり、このことにより、(2)に記載の出納局会計課による指導の誤りが誘発された。</p> <p>(2) 交付申請書及び実績報告書の一部に、県に責任が帰される不備があった。</p> <p>補助金交付申請書及び実績報告書に添付される収支予算（決算）書には、補助事業者の補助事業上の収入・支出金額を記載すべきところ、補助事業者の収入・支出ではない支援対象者の補助金収入額及び経費負担額を加算した、約2倍の収支額が記載されていた。</p> <p>この原因は、当該補助金の交付決定に係る会計管理者の確認に際し、所管課が、会計課から指摘（1）の要綱の不備に起因する誤った指導を受け、補助事業者から正しい内容で提出された当該書類を上記のとおり修正させたためであった。</p> <p>(3) 間接補助に係る補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>所管課が策定に関与した、補助事業者から間接補助事業者（支援対象者）に対する補助金交付要綱において、仕入税額控除に関する規定が設けられておらず、また税込金額を補助対象経費としていた。</p> <p>本補助事業では、間接補助における補助対象経費は概ね課税売上に係る課税仕入であり、かつ間接補助事業者は消費税</p>	<p>○ 当該事業は令和3年度で終了しているため、今後、類似事業を実施する際は、収支予算（決算）書に適切な記載がなされるよう指導する。</p> <p>○ 当該事業は令和3年度で終了しているため、今後、類似事業を実施する際は、仕入税額控除に関する規定を設ける。</p>
---	---

<p>の課税事業者に該当する可能性が高い一般事業者である。そのため、補助対象経費や補助事業者の性質に鑑み、間接補助に係る補助金交付要綱において、仕入税額控除金額の返還に関する規定又は税抜金額を補助対象経費とする旨の規定を設けるべきであった。</p>	
--	--

所 管 課	産業政策課 DX・スタートアップ推進室
監 査 対 象 団 体	ポイ
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県やわらかBiz 提案公募実証事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、検討を要する部分があった。</p> <p>当補助制度の目的は、要綱において「県内の IT・クリエイティブ産業の飛躍を通じて若者・女性への魅力的で多様な就業機会創出を図る」こととされており、補助対象となった営利事業の成功に伴う県内雇用創出が主眼とされている。</p> <p>一方、平成 28 年度以降当該補助制度の対象となった 12 事業者のうち、2 事業者が県外へ移転しており、現状において県内雇用創出効果が見込めない状況となっている（要綱に県外移転等を制限する規定はない）。</p> <p>上記を踏まえ、今後の類似事業の制度設計に当たっては、以下のような事態を予防する仕組みを要綱に規定することを検討されたい。</p> <p>○補助期間終了後一定の期間における、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者の佐賀県外への移転 ・補助対象事業の県外事業者への売却 ・補助事業で研究開発した無形資産等の県外事業者への売却 <p style="text-align: center;">等</p>	<p>(措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和 3 年度から実施している「Startup Launch 事業化補助金」では県外移転を制限する規定を設けている。 ○ 今後、類似事業を実施する際にも、県外移転を制限する規定を設ける。

所 管 課	企業立地課
監 査 対 象 団 体	シフトプラス株式会社
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業で取得した財産管理について団体への指導が徹底されていなかった。</p> <p>団体は、補助金交付申請書及び実績報告書（以下「申請書等」という。）の提出前に補助事業で取得した財産を担保に供したものがあるときは、当該申請書等とともに補助事業に係る担保権設定報告書（様式第7号）を提出しなければならないが、この報告書を提出していなかった。</p> <p>原因としては、所管課は当該交付要綱を公表、企業等への配布をしない代わりに申請を希望する企業あてに「佐賀県の優遇制度のご案内」といった資料を配布していたが、この資料には補助事業で取得した財産における処分制限の具体的な内容が記載されていない。また、補助金交付要綱に規定の担保権設定報告書（様式第7号）を渡していないため、団体においてはこの報告書を提出しなければならないことを知りえない状態となっていた。</p> <p>所管課は当該補助金交付要綱を公表、企業等に配布しないのであれば、優遇制度の案内に補助事業で取得した財産における処分制限の具体的な内容を記載すべきであった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 団体に対する補助金説明資料の様式に、補助事業で取得した財産における処分制限の具体的な内容を追記するとともに、より一層丁寧に説明することとした。</p>

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	佐賀県土地改良事業団体連合会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県土地改良区体制強化事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の算定に係る補助金交付要綱の内容に誤りがあった。</p> <p>補助金交付要綱第2条によると、補助金の額は、要綱別表1で定める補助対象経費の額と要綱別表2で定める事業費の額のいずれか少ない額に補助率を乗じて算定するとされているが、要綱別表2を見ると、事業費の額は統合整備強化対策事業のみ定められており、施設・財務管理強化対策事業、受益農地管理強化対策事業、研修・人材育成事業では定められておらず、要綱第2条の規定との整合がとれていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和5年3月6日付けで要綱を改正し、関係規程との整合をとった。</p>

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	佐賀県土地改良事業団体連合会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県土地改良施設維持管理適正化事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書及び実績報告書の様式に是正すべきものがあった。</p> <p>補助金交付要綱により、補助対象経費は適正化事業に要する経費の10分の6とされているが、補助金交付申請書及び実績報告書の様式に適正化事業に要する経費を記載する欄がなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和5年2月9日付けで要綱を改正した。</p>

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	上場土地改良区、白石土地改良区
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金】</p> <p>(1) 補助事業実施要綱の記載に誤りがあった。</p> <p>補助事業は、国の農地耕作改善事業実施要綱（以下「耕作条件実施要綱」という。）における事業内容の範囲内で実施するとされているが、事業内容の範囲の記載に誤りがあった。</p> <p>(誤) 耕作条件実施要綱第2の1の(1)に定めるもので、同要綱別表の2の(1)に掲げるもの。</p> <p>(正) 耕作条件実施要綱別表の2の(1)に掲げるもの。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 令和5年2月28日付けで要綱を改正した。</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	富士大和森林組合
<p>(監査の結果)</p> <p>【さかの林業再生プロジェクト推進事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>施業の集約化に向けた集落説明会の開催費用等を補助対象としているが、集落説明会の開催実績を確認できる資料が保存されていなかった。</p> <p>補助対象となる事業の実績確認ができる資料の整備・保管について、補助金交付要綱等に定めることを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱等において、補助対象となる事業の実績確認ができる資料の整備・保管を求め、適切に実績確認を行っている。</p>

【公の施設の指定管理者関係】

所 管 課	健康福祉政策課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県難病相談支援センター）関係】</p> <p>(1) 指定管理委託料の積算に不適切な部分があった。</p> <p>指定管理者は管理施設内に自身の事務所を設置し、指定管理業務以外の団体独自の業務を行っている。所管課は、当該事実を覚知していたにも関わらず、指定管理委託料の積算に際し、指定管理者が負担すべき費用（光熱費、設備関連経費等）を考慮していなかった。</p> <p>(2) 事業報告書の審査に不適切な部分があった。</p> <p>事業報告書のうち、収支決算書における支出の金額に以下の誤りがあったが、これを看過していた。</p> <p>・人件費（雇用保険料本人負担分の誤算入によるもの）</p> <p style="padding-left: 40px;">(正) 15,414 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(誤) 15,443 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(差額) 29 千円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指定管理委託料について、団体の業務に係る費用を明確に区分して会計処理をするように指導した。令和3年度の指定管理委託料については、団体の業務に係る費用を控除しても、委託業務に係る費用が指定管理委託料を上回るため返還は生じなかった。</p> <p>また、指定管理期間中の指定管理委託料についても、精査を行い、過大な支払いとなっていたものについては、適切に処理を行うこととした。</p> <p>今後は、指定管理委託料の積算について、団体の計算書類も確認するなどして、再発防止に努める。</p> <p>○ 事業報告書について、決算前の暫定的な書類を受理しており、決算後の書類の確認が不足していた。内容の精査を徹底し再発防止に努める。</p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（佐賀県ひとり親家庭サポートセンター）関係】</p> <p>(1) 指定管理に係る事務で適正でないものがあった。</p> <p>管理運営業務を行わせるに当たり無償貸与する備品を指定管理者に備品台帳により示す必要があるが、行われていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 備品の所在を確認し、備品台帳を作成の上、指定管理者に提示した。</p>

所 管 課	建築住宅課
監 査 対 象 団 体	株式会社マベック
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（県営住宅（東部地区））関係】</p> <p>(1) 指定管理業務の指定管理者から第三者への再委託に関する規定で適切でないものがあった。</p> <p>佐賀県財務規則では、県と契約を結んだ相手方は、契約によって生じる権利及び義務について、県の承諾を得ないでその履行を委任してはならない旨が規定されている。</p> <p>しかし、県営住宅等の管理に関する協定書においては、県の承諾を要件とせずに、県営住宅等の施設の維持及び管理に関する業務を第三者に再委託することができる」とされていた。</p> <p>なお、監査において再委託の承諾がなされていない事例は認められなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 県営住宅等の管理に関する協定書を変更し、当該規定を削除した。</p>

所 管 課	建築住宅課
監 査 対 象 団 体	川原建設株式会社
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設の管理（県営住宅（西部地区））関係】</p> <p>(1) 指定管理業務の指定管理者から第三者への再委託に関する規定で適切でないものがあつた。</p> <p>佐賀県財務規則では、県と契約を結んだ相手方は、契約によって生じる権利及び義務について、県の承諾を得ないでその履行を委任してはならない旨が規定されている。</p> <p>しかし、県営住宅等の管理に関する協定書においては、県の承諾を要件とせず、県営住宅等の施設の維持及び管理に関する業務を第三者に再委託することができることとされていた。</p> <p>なお、監査において再委託の承諾がなされていない事例は認められなかった。</p> <p>(2) 管理委託料の取扱について検討を要するものがあつた。</p> <p>空家修繕費に係る指定管理委託料の積算額は、前回の指定管理期間における実績を基礎として算定されているが、各年度の実績額は、その年度の退去者数の増減に伴い変動し、過去10年間で見ると、空家修繕費の支出見込額を実績額が22百万円以上上回る年もあれば、逆に12百万円以上下回る年もあつた。</p> <p>指定管理者の経営努力とはほとんど関係しない退去者数の増減が、指定管理者の収益や損失に大きく影響する現在の取扱は問題がある。指定管理委託料のうち、空家修繕費については、空家修繕戸数の実績に応じて精算するなど、見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 県営住宅等の管理に関する協定書を変更し、当該規定を削除した。</p> <p>○ 県営住宅等の管理に関する協定書を変更し、特別な事情が生じた場合は空室修繕費の精算を可能とする規定を設けた。</p>

【関係課関係】

所 管 課	会計課
監 査 対 象 団 体	SISC 運営共同企業体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県 DX 推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金に係る支出負担行為の確認において、所管課に対する誤った指導があった。</p> <p>当該補助金の交付決定に係る会計管理者の確認において、会計課は所管課に対し、補助金交付要綱の補助率に関する記載の修正を指導すべきところ、当該記載に起因する判断誤りにより、補助事業者から正しい内容で提出された収支予算（決算）書を間接補助事業者の支出額等が含まれる誤った内容に修正するよう指導した。。</p> <p>県の出納を司る会計課においては、所管課への指導内容をしっかりと説明して相互の認識を確認することや、必要に応じて指導内容を記録し会計課内で共有するといった対策を行い、このような事態の再発を予防されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当職員に当該事例を周知し、補助金の審査時の交付要綱の十分な確認や、所管課への指導の際、相互の認識が異なるよう意識付けを図った。 ○ 所属への指導内容の記録と会計課内の共有を徹底することとした。